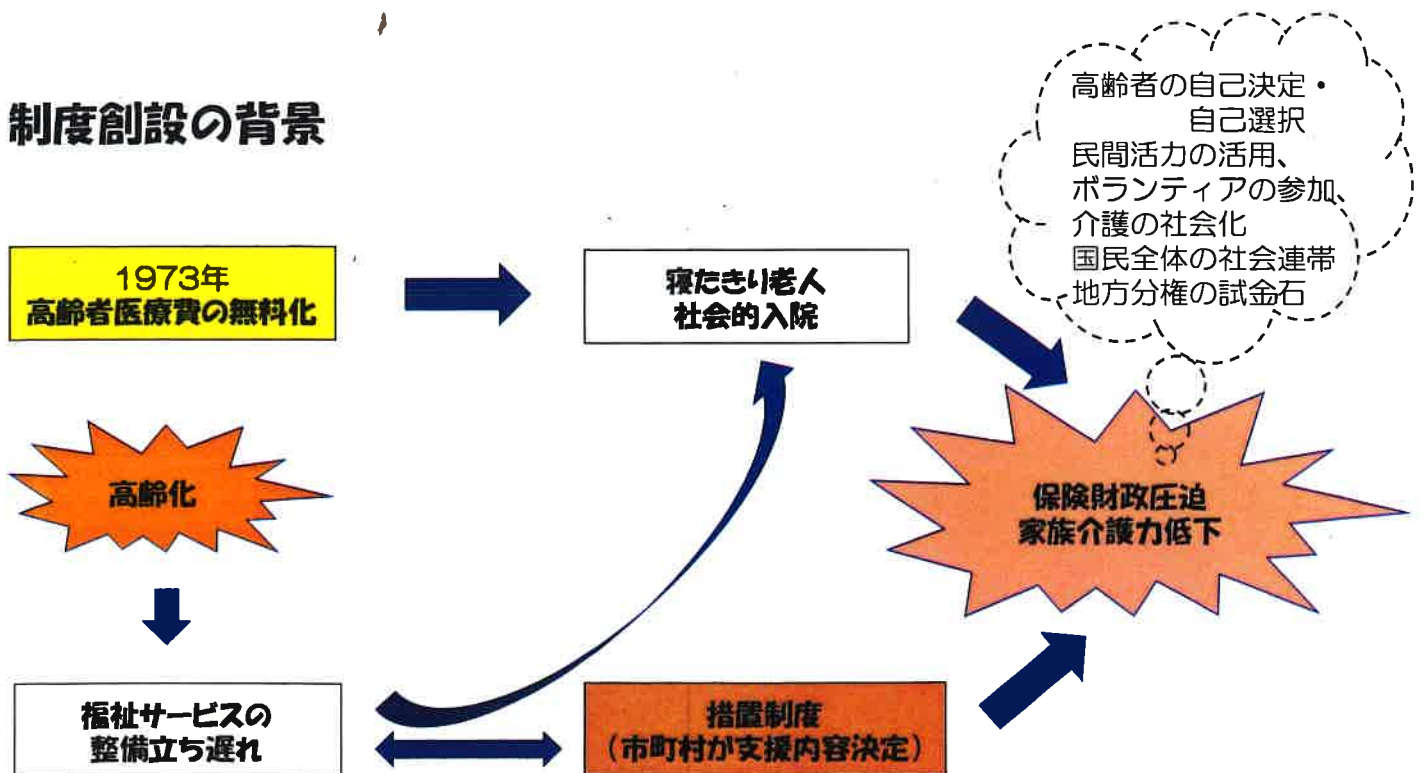


# 介護保険制度と後見人制度

令和4年1月14日

(有)向陽介護システムズ 廣瀬豊邦

## 制度創設の背景



# 介護保険制度創設の過程

・ 高齢者介護・自立支援システム研究会報告書（1994年12月）が掲げた考え方

1. 予防とリハビリテーションの重視
2. **高齢者自身による選択**
3. 在宅ケアの推進
4. 利用者本位のサービス提供
5. 社会連帯による支え合い
6. 介護基盤の整備
7. 重層的で効率的なシステム

## 措置

税金が財源

市町村が（一方的に）  
支援内容を決定

（高齢者に選択権はなし）

## 契約

保険料と税金が財源

高齢者の自己決定・自己選択

介護サービスの利用を希望する  
高齢者は、対等な立場でサービス  
提供者と**契約**を交わし、  
サービスや生活環境を選べる

# 介護保険制度における契約の意味

- 「措置から契約へ」との言葉どおり、高齢者福祉サービスは、原則的に利用者との契約によって提供されます。契約は、当事者間の意思の合致によって成立し、特に法律の定めがある場合を除いて、契約書の作成は必須ではありません。しかし、後に紛争が発生した場合に、契約締結の有無、契約内容などを明らかにする資料として、契約書は非常に重要な意味を持ちます。
- 高齢者福祉サービスの提供においては、契約の相手方である**利用者の知的、精神的能力の脆弱性という問題**や、契約の直接の相手方でない利用者の親族の介入の可能性からしても、後日の紛争を回避するため、契約書を作成すべき必要性は極めて高いといえます。

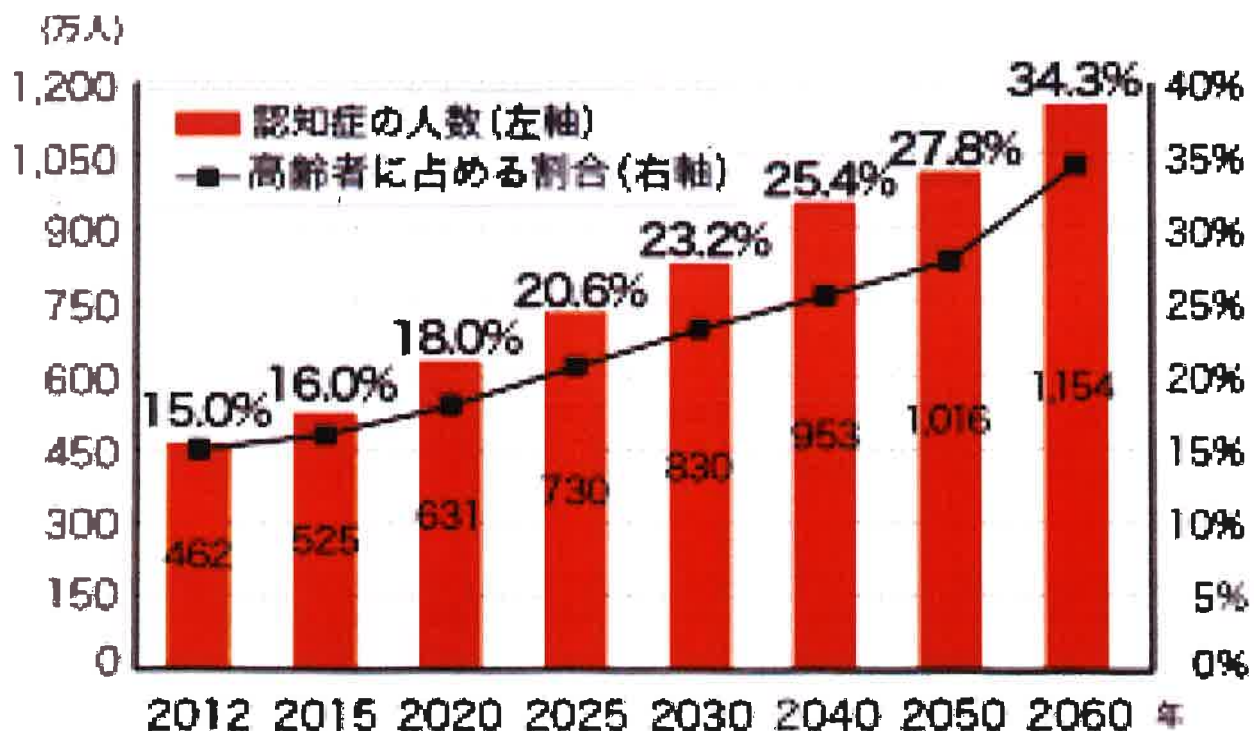
## 重要事項説明とは

- 契約を締結する際に、**契約条項や事業者の提供するサービスの内容のうち、一定の重要な事項を説明すること**を重要事項説明といいます。介護保険対象事業では、書面（重要事項説明書）を交付して、重要事項説明を行うことが義務とされています。
- 例えば、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（厚生労働省令）では、訪問介護に関して、指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、以下の重要事項について、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書を交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない旨定められています（同基準8条1項）
- 高齢者福祉サービスの選択は、高齢者にとって生活の質を左右する重大事ですし、サービスの質は、実際にその提供を受けるまで分からないという性質があります。このような点から、契約にあたって、利用者に少しでも正確な情報を得る機会を与え、適切なサービスを選択する機会を与えようとするのが、重要事項説明です。

# Q1. 認知症高齢者の数は？

高齢化の進展とともに、認知症患者数も増加しています。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の推計では、2020年の65歳以上の高齢者の認知症有病率は16.7%、**約602万人**となっており、6人に1人程度が認知症有病者と言えます。



◆ 歳をとれば(長生きをすれば)

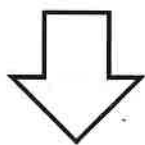
認知症(=脳の病気)に罹る可能性が高くなる。

◆ 高齢者人口が増加すれば、

認知症に罹っている人数が増える。

---

判断能力・理解力が衰える



- ・消費者被害に遭う
- ・契約ができない  
(介護を受けるためには契約が必要)

権利を擁護することが必要に

**成年後見制度**

---

# 『後見』とは

- ①うしろだてとなって面倒をみること。特に、幼少の者の代理となって補佐すること。また、その人。うしろみ。
- ②法律で親権者のいない未成年も呼び成年被後見人などを補佐・保護し、その財産を管理すること。また、その制度。法定後見と任意後見がある。
- ③能・舞踊・歌舞伎などの舞台上、演技者の後ろにいて手助けをする者。
- ④政務を補佐する役。鎌倉幕府の執権・連署、室町幕府の管領など。
- ⑤後日に出会うこと。再会すること。
- ⑥後になって書物などを他人が見ること

## 源氏物語の光源氏は後見人だった！



「源氏物絵巻の鈴虫」

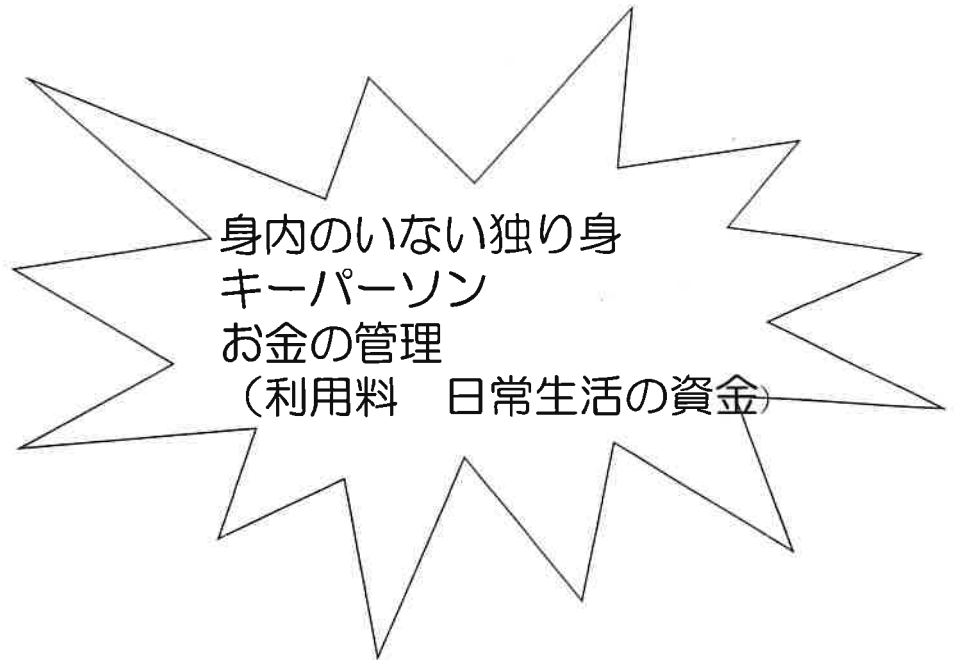
光源氏と藤壺との密通によって生まれた皇子を 桐壺帝は皇太子(後の冷泉帝)と決め、その「御後見」として光源氏を位置づけていた。

# 認知症高齢者とケアマネジャー

• 契約相手

• 独居

• ケアプラン



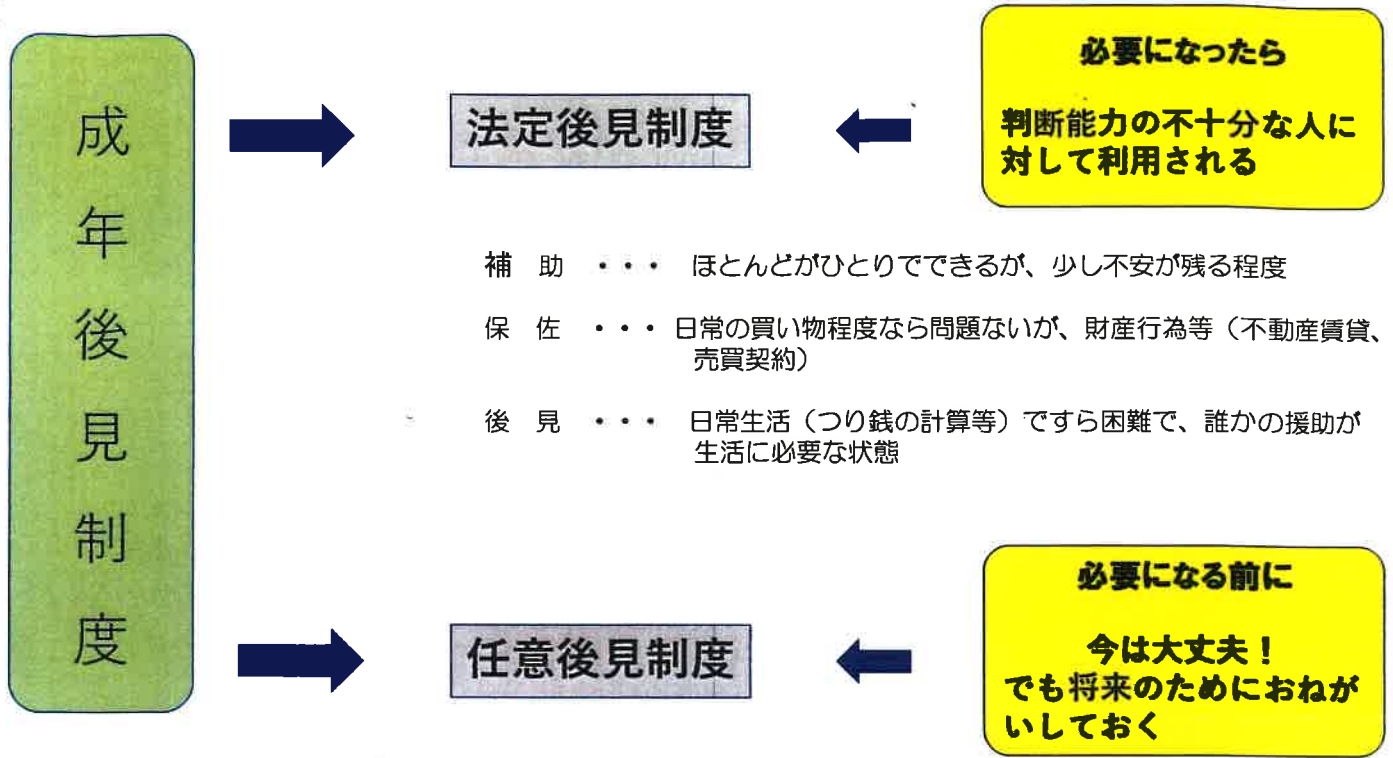
## Q2. 成年後見制度とはどんな制度？

厚生労働省の令和元年統計によれば日本では現在、世帯総数の**約29%**にあたる**1,448万世帯**が**高齢者だけで暮らしています**。

高齢者で体力が弱り、身の回りのことができなくなった人のために設けられた制度が「介護保険サービス」です。

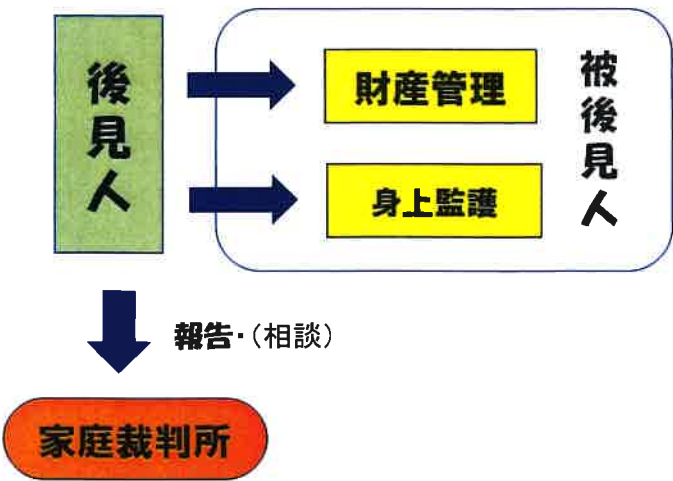
しかし、いわゆる認知症が進み、日常生活の面でも支障をきたしたり、悪質な訪問販売で買わなくてもいいものを買ってしまうという被害を受けたり、経営していたアパートの管理などができなくなり、病院や施設への入所手続きが自分一人ではできなくなるなど判断能力が衰えてくることがあります。今は元気かも知れませんが、将来自分の判断能力が低下することに対して、どう備えたらいいのでしょうか？





### Q3. 後見人の仕事内容と責任は？

後見人は、被後見人の身上監護に関する法律行為と財産管理を行います。また、行った職務の内容を家庭裁判所に報告します。



被後見人の財産内容の正確な把握、年金の受領、必要な経費の支出といった出納の管理、預貯金の通帳や保険証書などの保管などを行うことをいいます。

本人の生活や健康、医療等に関する法律行為を行うことをいいます。例えば、被後見人の住居の確保及び生活環境の整備、施設等の入退所の契約、被後見人の治療や入院等の手続きなどを行うことをいいます。



正しく  
理解しよう

# 成年後見人等の財産管理について

～新宿社協では、親族による成年後見制度利用を応援します～

【日時】令和4年**1月20日(木)**

参加費無料

Web会議ツール「Zoom」でのオンライン講座

午後6時～8時

## 【内容】

親族の立場で財産管理を行うことと、成年後見人等になってからの財産管理方法は異なります。「適切な後見業務とは何か。」をテーマに、財産管理の方法や注意点について事例を交えて解説します。

【講師】**八枝 友一氏** (弁護士)

<講師紹介>

第二東京弁護士会「ゆとひ～な」所属

日本弁護士連合会「高齢者・障害者権利支援センター」事務局長

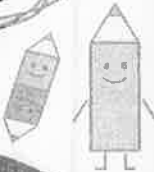


要事前申込み

定員 50名

申込締切

1/11(火)



対象者：区内在住・在勤・在学・被後見人等が区内在住の後見人等

## 申込み方法

電話・FAX・Eメール・窓口、WEBフォームで以下①～⑤を明記の上、お申込みください。①氏名(ふりがな)、②区内在住・在勤・在学・被後見人等が区内在住の後見人等の別、③電話番号(もしくは、FAX番号)、④Eメールアドレス、⑤本講座をお知りになったきっかけ

※講座は応募者多数の場合、抽選となります。落選となった場合のみ、お知らせします。

※操作等に不安のある方はお手伝いします。ご相談ください。



申込み  
QRコード

## 問合せ・申込み

社会福祉法人 **新宿区社会福祉協議会** **新宿区成年後見センター**

●住所： 〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20

●電話番号： 03-5273-4522 ●FAX： 03-5273-3082

●e-mail： skc@shinjuku-shakyo.jp

○ 成年後見制度

成年後見制度とは、認知症・知的障害・精神障害等により判断能力が不十分であるため、意思決定が困難な方を保護するために、後見人等が「財産管理」や「身上監護」を通じて、その方の権利を擁護していく制度である。

○ 身上配慮義務（民法第858条）

成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護、及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない

○ 本人のための成年後見制度

「自己決定」＋「残存能力の活用」＋「ノーマライゼーション」＋「本人保護」

「本人の意思尊重義務」（意思尊重義務）

「本人の心身の状態及び生活の状況に配慮する義務」（身上配慮義務）

- ・常に本人の意思と状況を把握するための義務  
例 本人と定期的に面談する、関係者から本人に関する情報を収集する
- ・その状況に適切に対応する義務  
例 本人と意思を具現化するための対応策を状況に応じ立案、実行する

○ 成年後見制度における「財産管理」と「身上監護」の関係

財産管理はそれ単独で行われるものではなく、本人の状況と今後の生活設計や生活ぶりに関する本人の希望、療養看護の必要度等の身上監護事項に即してなされる

身上監護の内容

- ① 医療に関する事項  
診療・治療などの医療行為  
入院時の手続き等付随行為
- ② 住居の確保に関する事項  
入居・更新手続き等  
退去手続き及び家財の処分  
公営住宅の家賃減免申請手続き  
火災保険等の契約
- ③ 施設の入退所、処遇の監視・意義申立て等に関する事項  
入退所契約・手荷物の準備  
ご本人の施設への不満への対応等
- ④ 介護・生活維持に関する事項  
介護保険の区分変更、サービスの追加・変更等  
保険外サービスの手配  
ケアカンファレンスへの参加  
生活の質の向上
- ⑤ 教育・リハビリに関する事項

以上の事項に共通して契約の締結・費用の支払い・契約の解除・相手方の履行の確認

## 「身上監護に関する実例」

1. 日常生活の維持に関する事項	3. 福祉・介護サービスの利用に関する事項
1) 住民登録 2) 年金、諸手当の手続き 3) 公的医療保険制度に関わる手続き 4) 介護保険制度に関わる手続き 5) 各種手帳制度に関わる手続き 6) 障害者総合支援法に関わる手続き 7) 生活保護に関わる手続き 8) 税務申告 9) その他の公法上の行為 10) 電気・ガス・水道の契約・解除 11) 生活用品の購入・解約 12) NHK・電話・インターネット等の契約・解除 13) 生命保険・損害保険の契約・解除 14) 警備会社との契約・解除 15) 通帳預かり 16) 日常生活費の受け渡し 17) 日常生活費の管理 18) 郵便物の開封、転送依頼 19) 管理業者への依頼 20) 食事確保 21) 移動確保 22) 大掃除、庭の手入れ、ゴミだし等 23) 緊急時連絡網などの連絡体制の確保	1) 福祉・介護サービス制度についての相談 2) 本人、親族、介護者との相談・方針検討 3) 事業者等についての情報収集・調査 4) 契約書・重要事項説明書の確認・契約 5) 居宅介護支援事業所(ケアマネジャー)の決定 6) サービス提供事業者の決定 7) ケアプランの確認、評価 8) サービス提供責任者、ケアマネジャー等との連絡調整 9) 費用支払い 10) 支援方針や処遇に関する相談、改善申入、苦情申立て 11) オンブズマン、国保連、消費者センター、自治体等への苦情申立て 12) 契約の解消・変更・終了 <b>4. 福祉施設等での生活に関する事項</b> 1) 本人、親族、介護者との相談・方針検討 2) 現住居の処分等に関する方針検討・決定 3) 入所施設についての情報収集・調査 4) 見学、体験入所 5) 入所施設の決定、入所申し込み 6) 契約書・重要事項説明書の確認・契約 7) 入所準備の手配、留守在宅管理 8) 施設サービス計画の確認 9) 費用支払い 10) 訪問等によるサービス提供状況の確認、担当者との連絡調整 11) 支援方針や処遇に関する相談、交渉、改善申入、苦情申立て 12) 契約の解消・変更・終了
2. 住宅関係に関する事項	5. 医療に関する事項
1) 本人、家族等の希望の把握 2) 情報収集 3) 内見(下見)による確認 4) 契約内容の確認 5) 契約物件の決定、契約手続き 6) 必要性の検討 7) 介護保険制度、保健福祉サービス等の活用検討 8) 契約内容の確認、査定依頼 9) 業者選定、孝治の依頼 10) 工事中の本人居住場所の確保 11) 工事への立会い 12) 使用方法の伝達 13) 家賃支払い。費用支払い契約 14) 契約内容に関する相談、改善申入れ、苦情申立て 15) 契約の解消・変更・終了 16) 鍵の管理に関する監督、合鍵の保管	1) 受診医療機関に関する情報収集 2) 受診医療機関の決定、受診手続き 3) 受診結果の把握(医師からの説明) 4) 費用支払い 5) 介護者等への医師等からの指示伝達 6) 治療方針、方法等に関し本人・家族等への確認・調整 7) 入院機関の決定、入院手続き、入院契約 8) 入院準備の手配、留守宅管理 9) リスク、他治療方法、副作用等の確認 10) 治療方針や処理の相談 11) 緊急連絡先の確保 12) 家族、親族等の関係者との調整 13) (医療保護入院の同意) 14) 最小限の医的侵襲行為への同意 15) その他の医療行為への同意 16) 転院・退院手続き

後見

後見開始の裁判

【裁判所】東京家庭裁判所
【事件の表示】平成21年(家)第80541号
【裁判の確定日】平成21年6月16日
【登記年月日】平成21年6月18日
【登記番号】第2009-14526号

成年被後見人

【氏名】
【生年月日】大正15年3月21日
【住所】東京都青梅市
【本籍】東京都
【従前の記録】
【住所変更日】平成22年2月8日
【登記年月日】平成24年7月5日
【変更前住所】東京都新宿区北新宿

成年後見人

【氏名】廣瀬豊邦
【住所】
【選任の裁判確定日】平成21年6月16日
【登記年月日】平成21年6月18日

上記のとおり後見登記等ファイルに記載されていることを証明する。

平成24年7月5日

東京法務局 登記官

加々美喜文



[証明書番号] 2012-0100-26446 (1/1)

補助

補助開始の裁判

【裁判所】東京家庭裁判所
【事件の表示】
【裁判の確定日】平成21年5月12日
【登記年月日】平成21年5月14日
【登記番号】

被補助人

【氏名】
【生年月日】昭和26年1月29日
【住所】東京都新宿区
【本籍】新潟県長岡市
【従前の記録】
【住所変更日】平成24年8月9日
【登記年月日】平成24年8月23日
【変更前住所】東京都豊島区南大塚2丁目
【住所変更日】平成27年10月18日
【登記年月日】平成28年1月4日
【変更前住所】東京都新宿区上落合
【住所変更日】平成28年10月30日
【登記年月日】平成28年11月25日
【変更前住所】東京都新宿区西早稲田

補助人

【氏名】廣瀬豊邦
【住所】
【選任の裁判確定日】平成21年5月12日
【登記年月日】平成21年5月14日
【代理権付与の裁判確定日】平成21年5月12日
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり
【登記年月日】平成21年5月14日
【代理権付与の裁判確定日】平成22年12月29日
【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり
【登記年月日】平成23年1月18日

[証明書番号] 2017-0100-28372 (1/4)

補助

代理行為目録 (追加)



代理行為目録

- 1 他人の不動産に関する(借家)契約の締結・変更・解除
2 預貯金に関する金融機関等との一切の取引(解約・新規口座の開設を含む。)
3 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
4 以上の各事務に関連する一切の事項

登記年月日 平成23年1月18日

[証明書番号] 2016-0100-20 (3/4)

補助

代理行為目録

代理行為目録

- 1 定期的な収入の受領及びこれに関する諸手続(年金・障害手当金その他の社会保険給付)
2 相続の承認・放棄
3 遺産分割又は単独相続に関する諸手続
4 介護契約その他の福祉サービス契約の締結・変更・解除及び費用の支払
5 要介護認定の申請及び認定に関する不服申立て
6 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結・変更・解除及び費用の支払
7 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結・変更・解除及び費用の支払
8 以上の各事務の処理に必要な費用の支払
9 以上の各事務に関連する一切の事項

以上

登記年月日 平成21年5月14日

[証明書番号] 2016-0100-20 (2/4)

## 代 理 行 為 目 録

作成者 \_\_\_\_\_

必要な代理行為をチェック又は記入してください(包括的な代理権の付与は認められません。)

どのような代理権を付与するかは、本人の意向(同意)を踏まえ、裁判所が判断します。

### 1 財産管理関係

#### (1) 不動産関係

- [1] 本人の不動産に関する(□売却, □担保権設定, □賃貸, □警備, □ \_\_\_\_\_) 契約の締結, 更新, 変更及び解除
- [2] 他人の不動産に関する(□購入, □借地, □借家) 契約の締結, 更新, 変更及び解除
- [3] 住居等の(□新築, □増改築, □修繕(樹木の伐採を含む。)), □解体, □ \_\_\_\_\_) に関する請負契約の締結, 変更及び解除
- [4] 本人の不動産内に存する動産の処分
- [5] 本人又は他人の不動産に関する賃貸借契約から生じる債権の回収及び債務の弁済

#### (2) 預貯金等金融関係

- [1] (□全ての, □別紙の口座に関する, □別紙の口座を除く全ての) 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引(解約(脱退)及び新規口座の開設を含む。)
- [2] 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との(□貸金庫取引, □証券取引(保護預かり取引を含む。)), □為替取引, □信託取引, □ \_\_\_\_\_)

#### (3) 保険に関する事項

- [1] 保険契約の締結, 変更及び解除
- [2] 保険金及び賠償金の請求及び受領

#### (4) その他

- [1] (□年金, □障害手当金その他の社会保障給付, □臨時給付金その他の公的給付, □配当金, □ \_\_\_\_\_) の受領及びこれに関する諸手続
- [2] (□公共料金, □保険料, □ローンの返済金, □管理費等, □ \_\_\_\_\_) の支払及びこれに関する諸手続
- [3] 情報通信(携帯電話, インターネット等)に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払
- [4] 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済(そのための交渉を含む。)
- [5] 本人が現に有する債権の回収(そのための交渉を含む。)

### 2 相続関係

- [1] 相続の承認又は放棄
- [2] 贈与又は遺贈の受諾
- [3] 遺産分割(協議, 調停及び審判)又は単独相続に関する諸手続
- [4] 遺留分減殺請求(協議及び調停)に関する諸手続

### 3 身上監護関係

- [1] 介護契約その他の福祉サービス契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- [2] 介護保険, 要介護認定, 健康保険等の各申請(各種給付金及び還付金の申請を含む。)及びこれらの認定に関する不服申立て
- [3] 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- [4] 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

### 4 その他

- [1] 税金の申告, 納付, 更正, 還付及びこれらに関する諸手続
- [2] 登記, 登録の申請
- [3] マイナンバー関連書類の受領
- [4] 調停手続(2[3]及び[4]を除く。)及び訴訟手続(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)  
※保佐人又は補助人が申立代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときのみ付与することができる。
- [5] 調停手続(2[3]及び[4]を除く。)及び訴訟手続(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)について, 申立代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に対し授權をすること
- [6] \_\_\_\_\_

### 5 関連手続

- [1] 以上の各事務の処理に必要な費用等の支払
- [2] 以上の各事務に関連する一切の事項(公的な届出, 手続等を含む。)

以 上



# 権利擁護の制度

## 成年後見制度と日常生活自立支援事業の比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業
法律	民法	社会福祉法
管轄	法務省	厚生労働省
機関	<b>家庭裁判所</b>	<b>都道府県・指定都市社会福祉協議会</b>
対象者	認知症高齢者・知的障害者・精神障害者	
	<b>後見</b> ＝判断能力を欠く常況にある者 <b>保佐</b> ＝判断能力が著しく不十分な者 <b>補助</b> ＝判断能力が不十分な者	判断能力が <b>不十分な者</b> で、本事業の <b>契約の内容について判断し得る能力</b> を有していると認められる者
手続き	<b>家庭裁判所に申立</b> （本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・市町村長） ※本人の同意（後見・保佐は不要、補助は必要）	<b>市町村社会福祉協議会</b> に相談・申込 （本人、家族、関係者、機関等） ※本人と社会福祉協議会との契約
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出	「契約締結判定ガイドライン」により確認 困難な場合は「 <b>契約締結審査会</b> 」で審査
援助の方法	家庭裁判所による援助内容の決定	本人と社会福祉協議会による援助内容の決定
援助者	<b>後見人、保佐人、補助人、任意後見人</b>	<b>専門員、生活支援員</b>
援助内容	<b>◆財産管理</b> （所有するアパートの家賃の管理、印鑑や通帳などの管理、不動産の売却、遺産分割など）	<b>日常的金銭管理</b> （公共料金、税金、医療費、福祉サービス利用料等を支払う手続きなど） <b>書類等預かりサービス</b> （日常的な金銭管理で使用する預貯金通帳や銀行印の預かりなど）
	<b>◆身上監護</b> （入院・施設の入退所などの契約、費用の支払いなど）	<b>福祉サービスの利用援助</b> （福祉サービスの利用に関する相談や情報の提供など）
費用	本人の財産から支弁	社会福祉事業として、契約締結までの費用は公費負担、契約締結後の援助は利用者負担
費用の減免・助成	成年後見制度利用支援事業等	
その他	判断能力が不十分な者で、日常生活自立支援事業の契約の内容について判断し得る能力を有している場合、成年後見制度も利用できる。	

# 福祉サービス利用支援

こんなことで  
お困りでは  
ありませんか？

## 1. 福祉サービスの 利用

- 契約など、サービスの手続きを一緒にやってほしい。
- ケアマネジャーに提案されたサービスが自分に合った内容なのかわからない。
- サービスを利用して、本当はガマンしているけど自分では言いづらい。

- 生活費の払出し、福祉サービスや公共料金の支払いなど、一人でやるのが不安。



契約書

## 2. お金の こと



- 区役所から書類が届いているけどどうやって書けばいいのか分らず、郵便物が山積み。
- 通帳や証書などの大事な書類が心配。預かってほしいが、どうしたらよいか。

## 3. 書類のこと



以下に該当する方は、サービスをご利用できます。

**日常生活自立支援事業**  
(地域福祉権利擁護事業)

ご利用できる方

高齢者、または知的障がい・精神障がい等のある方で、判断能力に不安のある方

**財産保管管理サービス**

ご利用できる方

判断能力のある要支援・要介護の高齢者、または身体障がいのある方



## サービスの内容・利用料

### 福祉サービス利用のお手伝い

福祉サービス利用に関する相談・情報提供・手続きや利用料支払いの援助など

1時間  
1,500円

### 日常的な金銭管理サービス

預貯金の払出し・預け入れ・公共料金や家賃等の支払いの援助など

※住民税非課税世帯は減免、生活保護世帯は免除になります。

### 書類等預かりサービス

年金証書・実印などの重要書類

1ヶ月  
1,000円

※住民税非課税世帯、生活保護世帯は減免になります。

社会福祉協議会の職員が「専門員」と「生活支援員」として、2名担当します。契約に基づき、「生活支援員」が定期的にご自宅を訪問しお手伝いをします。  
千代田区では地域にお住まいの方々が「生活支援員」として活躍されています。  
「生活支援員」としての活動に関心のある方は、ぜひお問い合わせください。



## ご利用方法

### 相談

プライバシーは厳守します。  
まずはお相談ください。

### 訪問

専門員がご自宅に伺い、サービスの内容を説明します。

### 利用申込み

納得いただいたら、利用申込書に記入していただきます。

### 調査・支援計画の作成

契約能力及び生活状況についてお話を伺い、支援計画案の説明をします。

### 契約

支援計画と支援内容に納得していただいた上で、契約を締結します。  
担当の生活支援員をご紹介します。

お困りごとなど  
おきかせください。  
何かお手伝いできる  
かもしれません。



3週間から2ヶ月程度

# 将来に備えるサービス

## 利用できる方

- 区内にお住まいの元気な高齢者で近くに身寄りがないか、いても協力の得られない状況にある方
- 区内にお住まいの高齢者で、親族以外の後見人等が選任されているが、在宅でのこまめな見守り等支援が必要な方

## サービス内容

- 毎月お元気確認や福祉サービスの情報提供を行います。
- 必要な時、訪問して備え①②③の支援を行います。
- 介護保険サービスでは対応できない個別サービスなどの相談に応じます。(備え④)

備え 1

福祉サービス  
利用援助

備え 2

日常的な  
金銭管理

備え 3

書類等預かり  
サービス

備え 4

個別サービス

## 利用料金

- |                              |     |                        |
|------------------------------|-----|------------------------|
| 1 定額料金                       | 1ヶ月 | 500円 (電話などによる月1回お元気確認) |
| 毎月定額料金のほか、契約内容に応じて利用料がかかります。 |     |                        |
| 2 訪問支援                       | 1時間 | 1,200円                 |
| 3 書類預かり                      | 1ヶ月 | 1,000円                 |
| 4 個別サービス                     | 1時間 | 1,200円 (支援員1名につき)      |



- ❗ 全国銀行協会(全銀協)は2月18日、認知機能が低下した顧客の預金を引き出す際、法的な代理権がない親族らの引出しを認める指針をまとめました。  
その主な内容は以下のとおりです。

## 金融取引の代理等に関する考え方 (2021.02.18\_全銀協\_公表資料より)

### 1. 認知判断能力が低下した顧客本人との取引

#### ① 認知判断能力が低下した顧客本人との取引

- 認知判断能力が低下した本人との取引においては、顧客本人の財産保護の観点から、親族等に成年後見制度の利用を促すのが一般的である。
- 上記の手続きが完了するまでの間など、やむを得ず認知判断能力が低下した顧客本人との金融取引を行う場合は、本人のための費用の支払いであることを確認するなどしたうえで対応することが望ましい。

認知症による判断能力が低下した場合の取引については、成年後見制度の利用が従来通り求められます。

後見が開始されるまでの間に預貯金口座が生活費が必要など、やむを得ず預貯金の引出しを行う場合にはあくまで本人のための費用であることをきちんと確認したうえで対応すべきとしています。

#### ② 保佐人・補助人や任意後見人が指定された後の顧客本人による取引

- 保佐人・補助人の届出を銀行が受領している場合、保佐人・補助人の同意を確認するなど、各行の取引手順に則って対応する必要があります。
- 任意後見契約が締結されている場合、本人の認知判断能力に問題がない時点においては、本人との取引は可能であり、任意後見監督人の選任後は任意後見人との代理取引を行う。

任意後見監督人が選任されるまでは、後見の効力が発生しないため、任意後見契約とセットで預貯金口座や不動産の管理を別途親族に依頼する財産管理契約を結ぶことがあり、その場合は任意後見人と代理取引を行うと整理しています。

### 2. 法定代理人との取引

- 法定代理人(成年後見人等)との取引は、法的な裏付けのある代理権者との取引となることから、法定代理人であることを確認のうえ、各行の取引手順に則って対応する。

家庭裁判所により選任された成年後見人は、法的にも本人の代わりに金融取引ができる代理権が与えられるため、各種手続を本人の代わりに行うことができます。

### 3. 任意代理人との取引

- 本人から親族等への有効な代理権付与が行われ、銀行が親族等に代理権を付与する任意代理人の届出を受けている場合は、当該任意代理人と取引を行うことも可能(本人の認知判断能力に問題がない状況であれば、本人との取引が可能なケースもある)。

金融機関が提供する「代理人制度」(本人の判断能力のあるうちに出金の代理人をあらかじめ指名しておき、指名された家族が本人の判断能力低下後も窓口で出金できる。)のことで(出金限度額あり)。ただし、金融機関が本人の判断能力が喪失したと判断した場合には、上記の代理人制度での取引ができなくなる可能性もあります。

### 4. 無権代理人との取引

成年後見制度を利用していない(法的な代理権がない)親族からの本人のための医療費、生活費などの支払いに応じるため、下記の考え方を全銀協は示しています。

- 親族等による無権代理取引は、本人の認知判断能力が低下した場合かつ成年後見制度を利用していない(できない)場合において行う、極めて限定的な対応である。成年後見制度の利用を

親族等が高齢者本人に代わって行う医療費や介護費支払いのための預金引出しや解約については極めて限定的な対応としています。手続や金額面での取扱いの具体例は、金融機関により異なる可能性があります。



求めることが基本であり、成年後見人等が指定された後は、成年後見人等以外の親族等からの払出し（振込）依頼には応じず、成年後見人等からの払出し（振込）依頼を求めることが基本である。

- 本人が認知判断能力を喪失していることを確認する方法としては、本人との面談、診断書の提出、本人の担当医からのヒアリング等に加え、診断書がない場合についても、複数行員による本人面談実施や医療介護費の内容等のエビデンスを確認することなどが考えられる。対面での対応が難しい場合には、非対面ツールの活用等も想定される。

認知判断能力を喪失する以前であれば本人が支払っていたであろう本人の医療費等の支払い手続きを親族等が代わりにする行為など、本人の利益に適合することが明らかである場合に限り、依頼に応じることが考えられる。

- 無権代理の親族等からの払出し依頼に応じることによるリスクは免れないものの、真に本人の利益のために行われていることを確認することなどにより、当該リスクを低減させることができる。
- 預金が僅少となり、投資信託等の金融商品しかまとまった資産として残っていない顧客の医療費や施設入居費、生活費等の費用を支払うために、親族等から本人の保有する投資信託等の金融商品の解約等の依頼があり、やむを得ず対応する場合、基本的には上記の預金の払出し（振込）の考え方と同様であるが、投資信託等の金融商品は価格変動があることから、一旦、解約等を行った場合、預金と異なり、原状回復が困難である。この点に鑑み、金融商品の解約等については、より慎重な対応が求められる。

今後は、引出しができる親族の範囲（例えば、同居者や同一生計の者に限定されることも想定されます。）、高齢者本人との関係性を示す公的書類並びに診断書の提出といった条件を満たし、さらに面談等の手続きを経れば、施設や医療費の支払いについては代理権がない親族でも預金口座の引出しなどが行える可能性があります。厳格な要件が求められる可能性があります。注意が必要なことは、全ての金融機関に一律に対応するものではないということです。そのため、どの範囲までの引出しが認められるか、どんな手続きが必要かは金融機関ごとに個別に確認が必要となります。

金融商品については左記の理由と金融商品取引法との関係等（無断売買への該当性）を踏まえ、親族等からの売却依頼には応じられないとする金融機関が大半でした。今後は、預金払出依頼時の条件を上回る不正防止の観点からの対応（「本人のための費用」であることのエビデンス、売却依頼できる親族等の範囲、売却金額および売却回数の上限定額など）を行うことで、金融機関が売却依頼に応じることと考えられます。

## まとめ（全銀協の対応で、高齢者の生前対策は十分か？）

### 1. 用途が明確な引出ししかできない

- この指針に基づく銀行取引は、医療費や介護施設費など、本人の利益が明らかな用途である場合に親族による預金の引き出しができるという制度ですので、普通に生活費や用途を限定しないで、節税を目的とした贈与・不動産の購入、資産運用を目的とした預金引出しに対応するものではありません。

### 2. 取引のある銀行に事前相談が欠かせない

- この指針に基づく預金引き出しは、まだ対応していない金融機関も多いと思われます。そこで、「いつから使えるのか」、「誰が手続きすべきか」、「面談や必要書類といった「引出し手続き時の留意点」、「引出し限度額」および「その他の要件」等、実際の利用場面で金融機関によってどのように運用されるのか不明な部分も多いです。更に、戸籍や請求書など、本人との関係性や用途を明確にする書類を揃える必要があると考えられ、揃えるべき書類にも一定の厳格さが要求されるものと予想されます。そのため、引出し依頼の前に金融機関ごとに個別に確認が必要となります。

### 3. 認知症への対策としては不十分

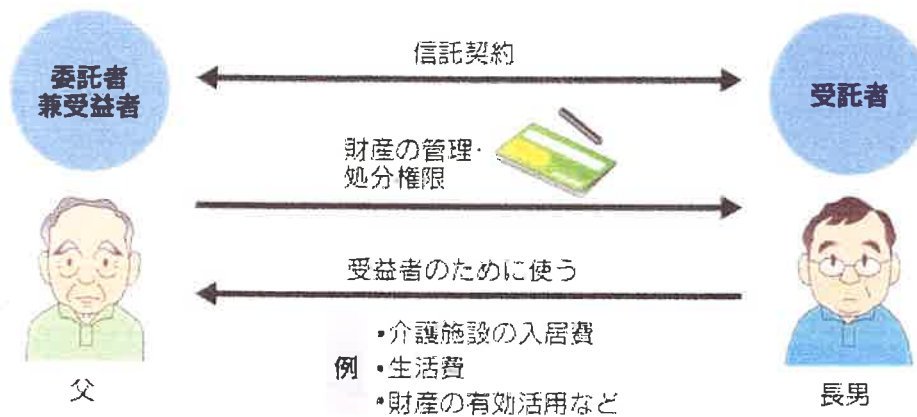
- この指針に基づく預金の引出しは、医療費や介護費用など、緊急切迫した資金の拠出はできるかもしれませんが。しかし、認知症に対する備えは、それだけで十分とはいえません。「実家を売却して高齢者施設への入居資金を捻出したい」という希望や、「孫への教育資金を贈与したい」、「資産の組み換えをして税負担を軽減したい」というような様々な想いの実現までではできませんし、預金の使い込み問題や、相続で揉めてしまう問題を回避することもできません。そういう場合に備えて、事前に準備が間に合うのであれば、柔軟に財産の管理ができる『家族信託』や『生前贈与』を検討しておくことをおすすめします。



高齢者が財産管理を家族らに託す「家族信託」の活用が増えています。家族（民事）信託は、認知症の発症で資産が凍結される前に金銭や不動産の管理などを信頼できる人に任せる仕組みですが、利点と注意点をしておくことが重要です。

- 都内の男性会社員Aさん（53）には実家の静岡県で一人暮らしの父（77）と嫁いだ妹（49）がいる。
- 父はいずれ地元の介護施設に入るつもりで、自宅を売却して介護費をつくる予定です。
- ただし認知症を発症すると、不動産の売却などの契約行為は通常できなくなります。
- そこで、Aさんは家族信託で備えることを検討しています。

## 「家族信託の仕組みと活用例」



- 父が委託者となり、意思能力が十分な今のうちに自宅不動産や金銭約2,000万円を信託財産として受託者であるAさんに信託します。この場合、受益者も父です。
- 介護施設に入居する際に認知症になっていても「長男であるAさんの判断で不動産を売却でき、売却代金や委託された金銭で施設への入居資金や生活費を支出できます。」
- 契約で「受益者が安心して老後を過ごせる」という目的にした場合、Aさんはそれに合うことなら財産を活用でき、土地に賃貸アパートを建て、収益で父の介護費を賄うことなども可能です。
- 父の死後に残った財産があれば兄妹で半分ずつ分ける条項も盛り込めば、事実上の遺言の機能を持たせることもできます。

## （法定後見は使いにくさも）

認知症発症後に財産管理などをする仕組みには成年後見制度の法定後見しか手がありません。家庭裁判所が選んだ後見人が本人の代理人として預貯金の管理や契約行為などを行いますが、使いづらいとの指摘も多々あります。

例えば後見人の候補に家族を申し立てても選任されるとは限らず、約7割が弁護士・司法書士などの専門職。本人の財産を守る仕組みなので、支出のチェックが過度に厳しい後見人もいます。「立て替え払いの精算を認めてくれず、自分たちが困窮した」といった声も聞かれます。賃貸アパートの建築など資産の積極活用もできません。

専門職後見人と家族で意見が対立しても裁判所は交代を通常認めず、原則本人が亡くなるまで継続せざるを得ません。また、資産規模に応じて専門職後見人に月2万～6万円程度の費用がかかり続けることに対する不満も背景に、最高裁は19年初め、全国の家裁に「諸事情を判断して親族の選任もきちんと検討すべきだ」との趣旨を通知しましたが、家裁では専門職への信頼が厚く、19年の年間統計でも専門職の選定率が高止まりしたままとされています。

## ○家族信託と成年後見制度の主な内容

	家族信託	成年後見(法定後見)
開始時期	契約開始時	認知症発症後に家裁の審判で決定
終了時期	契約で決定	本人死亡まで
対象財産	個別に選択	すべて
本人が結んだ契約の取り消し権	受託者が財産を管理するため 必要なし	あり
受託者や後見人による資産活用	できる	リスクの高い資産活用は 認められないケースが多い
節税対策	資産活用の結果として 節税になる場合も	できない
家族以外の関与	委託者などの判断で家族以外 が受託者になる場合も	後見人は専門職の比率が高い

(注)一般的なケース

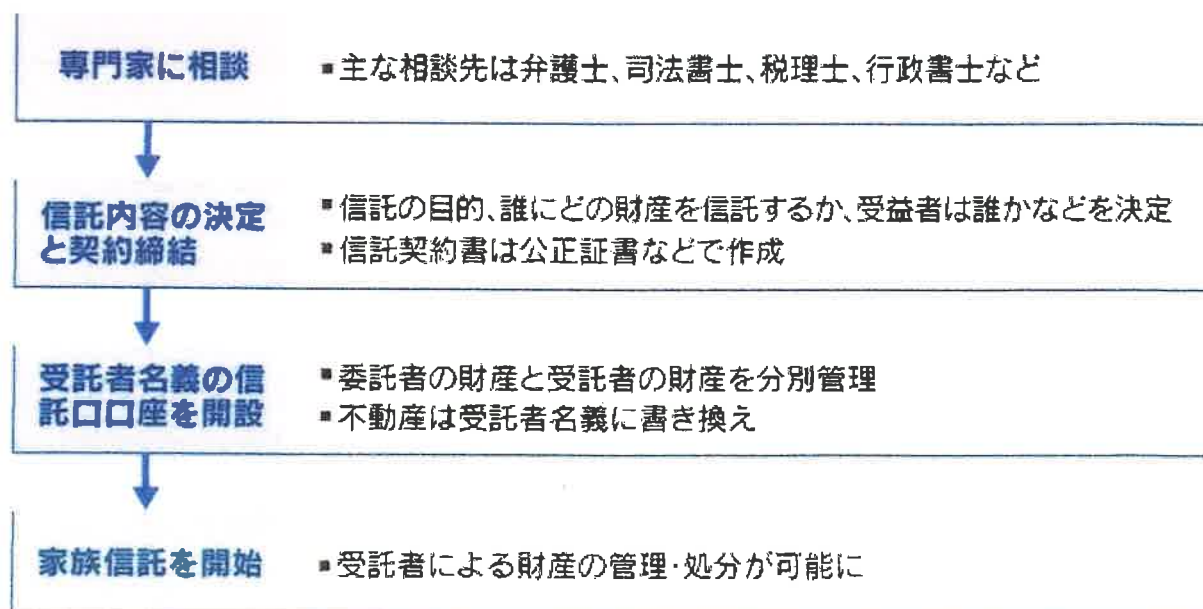
□ 家族信託では、成年後見や遺言ではできない仕組みを作ることが可能ですが、認知症発症後の契約はできません。早めの準備が重要です。

## ○家族信託利用の流れ

手続きは家族信託に詳しい法律専門家や税理士などに相談することから始まります。目的、受託者や受益者、どの財産を信託するかを決め、原則として公正証書で契約書を作成します。金銭は金融機関で信託口座を作り、受託者の財産と分別管理します。

専門家に支払う相談料や契約作成費用は比較的高額になりがちですので、依頼する前に見積書を取り確認することが重要です。

また、契約の設計には法務・税務面での高度な知識も必要です。当社では、法務・税務面の専門家を紹介することができますので、安心してご相談ください。



(注)一般的なケース